



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	沖縄における近代化の諸相と共同性の選択：模合の慣習を例にして〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	渡口，紘子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16524号
Issue Date	2025-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95735
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hiroko_Toguchi_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：渡口 紘子

	主査 教 授	尾崎 一郎
審査担当者	副査 特任教授	池田 清治
	副査 准教授	郭 薇

学位論文題名

沖縄における近代化の諸相と共同性の選択
—模合の慣習を例にして—

本論文は、現代の沖縄社会になお広く残存する模合の慣習についてその実態を調査し、社会の近代化と生ける法の変容という法社会学的観点から分析するものである。日本本土において衰退した相互扶助的金融の手段である頼母子講、無尽講の一種である模合は現代の沖縄において依然として多くの市民によって行われていることが知られている。社会学や民俗学の先行研究の多くはこれを沖縄（琉球）社会固有の伝統的共同性の現れとして捉える。すなわち、沖縄社会には、人々の相互扶助を促進する固有の強固な共同性があり、その1つの具体的な現れが模合の広汎な活用であるというのである。しかし著者はこのような通説に疑問を呈する。

沖縄の模合は、金融機能と親睦機能の二重の機能を併せ持っている。金融手段としての模合には、貧しい村落における社会保障を兼ねた小規模なものから、必ずしも親密な関係のない者が企業経営のための比較的大規模な資金調達的手段として立ち上げ参加者を募るというようなものまで、多様なものが存在する。他方親睦を目的とする模合は純粹にまさに知人間を媒介するものとして行われるが、伝統的共同性と比較的親和的な地縁、血縁による関係にとどまらず、学校の同窓生や行きつけの飲食店、あるいは勤務先の同僚といった縁で模合が組織されることもしばしばある。金融機能と親睦機能の二重性自体は頼母子講や無尽講一般に見られる性格であると思われる。だからこそ民法学では、その法的位置づけについて理解がわかれてきた。すなわち、消費貸借説、組合説、無名契約説などの対立である。沖縄についても組合型模合や非組合型模合があるといった分析が行われてきた。本論文はそのような法律学的な分類よりも、模合においては常に参加者の属人的な関係、特に座元の信頼性が大きな役割を果たしていること、模合の資金繰りが悪化しいわゆる模合崩れや参加者の一部の持ち逃げなどが発生しても、法的手段にたよって解決することは極めて稀で、座元や参加者の負担による信頼関係の維持が優先されていることを重視する。属人的な信頼関係の優先が一種の生ける法となっているのである。また、全体的な傾向として、近代的な金融機関の普及とともに金融を主目的とした模合は次第に減少してきているという。

以上を具体的に検証するために、申請者は、現代の沖縄社会（本島および宮古島）に加えて、ハワイの沖縄系移民のコミュニティ、大阪・兵庫の沖縄系移民のコミュニティにおいて、実態調査を行った。主たる手段は自由面接法による聴き取り調査である。その結果、現代沖縄では、掛

金の支払いを怠ると人間関係と信頼を失うおそれがあるがゆえに、あえて模合を組織し、自身が選んだ人々（例えば学校の同窓生）とのつながりを維持、強化している実態が明らかになった。トラブルが発生しても、座元が経済的な損害を補償し、トラブルを起こした者は模合メンバーの肩書を剥奪され、コミュニティから排除されるという制裁にとどまり、公的機関が頼られることは稀である。しかも、伝統的村落共同体からの排除とは異なり、被排除者が生存の危機に直面するわけでもなく、人間関係が失われるにとどまる。大阪と兵庫、およびハワイの沖縄系移民社会における模合も、沖縄の文化的伝統としてよりは、移住先社会における被差別集団としての経済的・社会的自衛手段として用いられてきたが、2世、3世と世代が進むにつれ、かろうじて定期的な集まりによる親睦の手段としての手段の1つになり始めている。もちろんそこでは「沖縄（琉球）」というアイデンティティによる共同性が表象されるが、それもまたあえて選択したものとしての側面が強い。

こうした調査結果にもとづき、著者は、第1に、模合の本質は、具体的な人間関係に基づく交換(共同)行為であり、この仕組みにより模合の規範の実効性が支えられ、社会変動に伴う要求に応じて変化しながら相互扶助から金融、親睦に至るまでの様々な機能を提供してきたこと、第2に、先行研究の通説と異なり、少なくとも共同体からの距離をとった生計手段を有する経済的安定層においては、拘束力によって人とのつながりを保つために自覚的に選択する手段として模合が位置づけられていること、第3に、伝統的な共同体から解放され個人化された近代社会において人間関係を構築し、維持することが困難となっているなかで、模合はこれを克服する手段となっていること、を指摘する。沖縄らしさという表象の象徴的機能は選択肢としての再生産を促進している。古い共同性が残っているからというよりも、模合の選択により共同性を創出している、というのである。

琉球処分から米国統治、本土復帰まで、沖縄社会の近代化は多様な外的力との対峙の歴史であった。沖縄固有の文化、伝統的共同性のイメージとはうらはらに、その社会的紐帯は脆弱であり続けている可能性がある。そのような中で人々がかろうじて組織し経済的・社会的相互扶助と共同性を創出しているのが模合であり、属人的な要素が前面に出るため国家法システムとの間には懸隔があるというのが本論文の結論である。

以上のような内容につき、審査委員からは以下の点が高く評価された。第1に、沖縄本島、宮古島、大阪、兵庫、ハワイにおけるインタビュー調査を敢行した文字通りの労作であり、得られた知見の価値は高い。第2に、理論的に見ても、伝統的共同性という通説的理解に反して模合がクラブないしアソシエーション的な社会帰属の手段となっているという知見に立脚して近代社会における「選択による共同性の創出」の実相を描き出すという発想は、商品交換主体としての個人の自由で平等な関係として近代社会を捉えた川島武宜の理論や、社会秩序の法化を指摘した六本佳平の理論、あるいは彼らを批判し偶然性と多様性を説くポストモダン系の諸理論と異なり、その当否はなお検討の余地があるものの、着想として創発的であり、法社会学研究における新しい着眼点を切り開くものである。他方で、調査の手法（とその限界）についての丁寧な説明や、内外の先行理論への掘り下げた言及が十分でないという指摘もなされた。例えば、社会関係を金銭関係に還元しない共同性のあり方についてはモース『贈与論』が1つの理論的基盤を与えるはずだが、それらについての検討はなされていない。多大なコストのかかる実態調査をなんとか行い得られた知見を纏めたという面は確かにある。しかし、議論の骨格は明瞭であり、こうした批判は本論文に理論的創発性があるからこそその無い物ねだりでもある。改訂・補完すべき点は著者自身も明確に理解していることは口頭試問で確かめられた。不足点は論文公表までに加筆修正されるであろう。

以上をふまえ、本論文は課程博士号授与に値すると審査委員全員一致で判断した。